（意見提出様式）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室　パブリックコメント担当 宛

労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン案に対する意見

１．氏名

２．住所

３．電話番号

４．電子メールアドレス

５．意見

（該当箇所）

・P2：中央公契連モデルで示されている直接工事費に0.97を乗じた額を基本として用いる。

（意見）

・労務費と労務費以外の直接工事費を分けた運用となっていないため、労務費をダンピングした場合であっても、労務費ダンピング調査を免れることができてしまう。

適正な水準の労務費の確保と賃金の支払いを図るため、労務費と労務費以外の直接工事費を分けた運用とし、労務費部分の係数は1.0とすべきである。

分けた運用が難しいのであれば、労務費ダンピングを確実に防止するため、直接工事費に乗じる係数を1.0として運用すべきである。

（該当箇所）

・P22：係数について、労務費ダンピング調査の趣旨を損なわない範囲で、発注者が適切に設定するものとする。

（意見）

・低入札価格調査制度や最低制限価格制度において、中央公契連モデルを下回る設定が行われている現状を鑑みると、労務費ダンピング調査における係数についても、国土交通省が推奨する0.97という係数を下回る設定をする自治体が出てくることが懸念され、労務費の行渡りに支障をきたすのではないか。係数は全発注者が一律に設定するものとすべきである。

（該当箇所）

・P26：場合によっては建設Gメンから受注者に調査が行われることがある。

（意見）

・労務費ダンピングが行われていると認められる場合は、必ず建設Gメンによる調査を実施するようにすべきである。

（該当箇所）

・P33：①合理的な回答（例）、②合理的ではない回答（例）

（意見）

・①合理的な回答例について、１点目は発注者が積算時に現場条件を考慮して積算していることから、合理的ではないと考えます。また、４点目を合理的な回答と位置づけると、材工が分離された見積書の作成が促進されず、適正な水準の労務費の行き渡らないことが懸念されます。

　また、②合理的ではない回答（例）に、「本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した」とする内容を追記してもらいたい。

（該当箇所）

・P34：労務費ダンピング調査の結果に基づく要請にある「要請事項　以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。」

（意見）

・労務費ダンピング調査において、合理的な理由を回答できなかった落札者については、契約しないことや、落札者名を発注者間で共有し、以降の入札に参加できないよう厳しい措置を講ずるようにすべきである。

（該当箇所）

・P39：【STEP2】理由の確認　「端数処理の範囲に収まる」と判断される。

（意見）

・範囲に収まるか否かの判断が、極めて労務費ダンピング調査担当者個人の意識に左右されることが懸念されるため、一定の水準を示すべきである。

（該当箇所）

・P42：【STEP2-2】「作業性が良好で高い施工効率で想定」しているという合理的な回答が得られた。

（意見）

・発注者による積算において、施工条件を加味した積算が行われている場合には、上記回答が合理的な回答にはならないと考える。発注者の想定を大幅に上回る高い効率が得られる特別な理由が述べられるべきである。

（該当箇所）

・P46：労務費（推計額）を上回る金額であったことから、「概ね妥当な水準にある」と判断される。

（意見）

・積算から推計される労務費を上回る場合は、妥当か否かは判断する必要はないものと考える。

（該当箇所）

・P51：A3-5　落札候補者の過失により一定水準を下回った場合、合理的な理由と判断し、建設Gメンに通報する必要がない。

（意見）

・過失である場合の方が、むしろ適切な水準の労務費が確保されていないおそれが高まると考えられるため、落札させない、または建設Gメンに通報し、詳細な調査を実施した方がよいと考える。

（該当箇所）

・P51 A3-7　理由の確認の公表は想定していない。

（意見）

・合理的な理由がなかった場合の理由は公表し、発注者間で共有されることで、その落札者に対する監視を強化すべきと考える。